

保護者様

見附市立南中学校長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（お知らせ）

薫風の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本校の教育活動に多大なる御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、標記の件について、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第22号。以下「改正省令」という。）が令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行されることとなりました。このことに伴い、今後の対応を下記のようにさせていただきます。なお、この対応は、今後の国、県、市の方針や対策により変更されることがあります。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、下記のことを御了解くださいますようお願い申し上げます。

記

1 健康状況の把握と報告について

- (1) 引き続き、毎日（週休日等に部活動や地域の活動等に参加する日も含む）の登校前にお子様の体温を測り、併せて風邪の症状（発熱や咳）や気になる様子などについても確認してください。しかし、これまでのように記録し、学校に提出する必要はありません。学校では、朝や教育活動の前に健康観察を行い、生徒の体調を確認します。
- (2) **新型コロナウイルスの感染に限らず、お子様の体調が悪いときは、保護者が午前7時40分から8時10分の間に学校に御連絡ください。** 次のことを確認させていただきます。
 - ① 現在の症状
 - ア 体温
 - イ 症状が確認された日時
 - ウ 現在までの行動歴と症状の変化
 - ② 発熱以外の症状（頭痛、鼻水、咳、だるさ、吐き気等）
 - ③ 医療機関への受診
 - ア 受診の予定の有無または受診結果
 - イ 受診する／した医療機関名
- (3) **医療機関を受診したときは、診察後に医師の診断や指示を学校に御連絡ください。**
- (4) お子様に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校させず、症状がなくなるまで、自宅で休養させてください。

2 学校での措置について

- (1) **感染症対策として、次のものを持たせてください。**
 - ① **清潔なハンカチとティッシュ**
 - ② **マスク ※汗をかいて使えなくなる場合を想定して、予備のものを含みます。**
- (2) マスクの着用は、次のように対応します。
 - ① 生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。
 - ② ただし、混雑した場所や校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨します。
 - ③ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない生徒もいることなどから、そういった場合にマスクの着脱を強いることのないようにします。生徒の間でも、着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。御

家庭でも、同様の御対応と御指導をお願いします。

- ④ これから気温が上昇する時期を迎えます。熱中症対策と並行して、お子様の体調を確認しながら、マスクの着用について対応します。予備のマスクを持たせてくださるようお願いいたします。

3 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、「症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。
 - ① 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
 - ② 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いは、検体を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。
 - ③ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

| 《例》 | 5/17から登校可能 | | | | | | 5/19から登校可能 | | | | | | | | | |
|-----|------------|------|------|------|------|------|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14 | 5/15 | 5/16 | 5/17 | 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14 | 5/15 | 5/16 | 5/17 | 5/18 | 5/19 |
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
| 発症 | | | | | | | | 発症 | | | | | | | | |
| | | | 0日目 | 1日目 | | | | | | | | | | 0日目 | 1日目 | |
| | | | 症状軽快 | | | | | | | | | | | 症状軽快 | | |

- ④ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒にマスクの着用を推奨します。
- (2) 施行規則第19条第2号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されません。
- (3) 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等についても、同日以降は、改正後の出席停止の期間の基準が適用されます。
- (4) 基礎疾患等があり、主治医や学校医等との相談により、校長が登校すべきでないと判断するときや、保護者から「感染が不安なので休ませたい」と相談があり、合理的な理由があると校長が判断する場合、欠席とはしないことも可能です。

4 取扱いに関する留意事項

- (1) 医療機関の許可書等の取得について
 - ① 療養期間を経て登校するにあたり、保護者が記入する「療養解除届」（別紙）により、状況を把握させていただきます。療養解除届は、本校のホームページに掲載しております。学校でお渡しすることもできます。御来校されるときは、事前に御連絡くださいますようお願いいたします。
 - ② 診断時に医師から再度受診の指示があった場合は、それに従ってください。
 - ③ 濃厚接触者としての特定は行われなかったため、新型コロナウイルス感染症が確認されていない者について、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- (2) 濃厚接触者の取扱いについて
 - ① 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。
 - ② 従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われなかったこと等を踏まえ、
 - ア 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒等
 - イ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者
 であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。
 - ③ 生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはありません。

裏面も御覧ください。

5 臨時休業について

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、市教育委員会や学校医等と相談し、臨時休業を実施することがあります。

- (1) 学級閉鎖：以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学級閉鎖を実施します。
- ① 同一の学級において、複数の生徒等の感染が判明した場合
 - ② その他、設置者で必要と判断した場合
- ※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除きます。
- ※「複数」とは、人数に着目したのではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の生徒等の感染が確認された場合であっても、その生徒等の中で感染経路に関連がない場合や、そのほか学級内の他の生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はないと判断することがあります。
- ③ 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、生徒等への影響等を踏まえて判断します。
- (2) 学年閉鎖：複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を実施します。
- (3) 学校全体の臨時休業：複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を実施します。
- (4) 上記の対応は、決定から実施までの時間により、おたよりまたはteturuで連絡させていただきます。

6 その他

- (1) これらの対応は、今後の文部科学省、新潟県教育委員会、市教育委員会の方針や指示により、変更されることがあります。お手数をおかけしますが、学校からのメールや文書が出されましたら、その都度御確認くださいようお願い申し上げます。
- (2) 次の場合は、オンラインでの授業を行う場合があります。本校は、5月9日（火）からタブレット端末の持ち帰りを実施します。詳しくは、5月8日（月）に配付するおたよりを御覧くださいようお願いいたします。
- ① 自宅で療養している生徒が、体調が回復したり落ち着いたりしているため、教室での授業に参加したり、課題をしたりすることができる場合
 - ② 自宅で療養したり待機したりしている教員が、体調が回復したり健康であったりするため、授業をオンラインで行うことができる場合
- (3) この件に関するお問合せ等がございましたら、下記に御連絡くださいますようお願い申し上げます。

【担当】 見附市立南中学校
 教頭 阿部 光宏
 電話 0258-62-0987

学校長 様

見附市立南中学校

年 組 生徒氏名 _____

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

| 該当に○ | 病名 | 出席停止期間の基準 |
|------|--------------|------------------------------|
| | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで |

| | |
|---------------------------------|----------|
| 発症日 | 令和 年 月 日 |
| 解熱した日 *インフルエンザの場合に記入 | 令和 年 月 日 |
| 症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入 | 令和 年 月 日 |
| 登校開始日 | 令和 年 月 日 |

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

保護者の方へ

1 インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

2 出席停止期間の数え方については、裏面（本文書では下記に掲載）を参考にしてください。

(1) 新型コロナウイルス感染症

(2) インフルエンザ

| 例) 5/17から登校可能 | | | | | | | 例) 5/19から登校可能 | | | | | | | | | |
|---------------|------|------|------|------|------|------|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14 | 5/15 | 5/16 | 5/17 | 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14 | 5/15 | 5/16 | 5/17 | 5/18 | 5/19 | |
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | |
| 発症 | | | | | | | 発症 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 0日目 | 1日目 | | | | | | | 0日目 | 1日目 | 2日目 |
| | | | | | | 発熱 | | | | | | | | 発熱 | | |

3 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。

4 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。